

# 常滑市 設計変更ガイドライン

平成30年10月  
令和3年6月一部改正  
常滑市 総務部 総務課

# はじめに

建設工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(改正品確法)」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

本市では、設計変更については「常滑市建設工事請負契約約款」においてその手続きを定め、また、「常滑市設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項(変更理由、変更の範囲、手続き及び様式)を定めている。

「常滑市設計変更ガイドライン」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを請負者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

# 目次

I 設計変更ガイドライン	P. 1～P. 24
II 参考資料	P. 25～P. 47

## I 設計変更ガイドライン目次

1 設計変更ガイドライン策定の背景	P. 1
(1) 建設工事の特徴	
(2) 発注者・請負者の留意事項	
(3) 適切な設計変更の必要性	
(4) ガイドライン策定の目的	
2 設計変更に関する留意事項	P. 3
3 設計変更手続きフロー	P. 4
4 設計変更が不可能なケース	P. 5
◆ 基本事項	
5 設計変更が可能なケース	P. 6
◆ 基本事項及び留意事項	
◆ 常滑市設計変更事務取扱要領による変更理由	
◆ 設計変更による契約変更の範囲	
◆ 設計変更の手続き	
◆ 契約変更の手続き	
(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き	
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	
(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き	
(4) 設計図書に指示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	
(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き	
(6) 工事中止の場合の手続き	
(7) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
(8) 請負者からの請求による工期の延長	
(9) 発注者の請求による工期の短縮	
6 設計変更に関わる資料の作成	P. 17
(1) 設計照査に必要な資料作成	
(2) 設計変更に必要な資料作成	
7 関連事項	P. 18
◆ 指定・任意の正しい運用	
◆ 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	
8 条件明示について	P. 20
9 設計図書の照査について	P. 22

# 1 設計変更ガイドライン策定の背景

## (1) 建設工事の特徴

建設工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

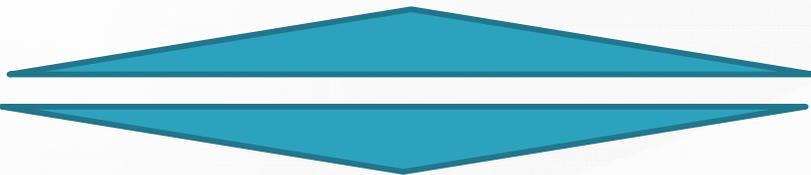


当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

## (2) 発注者・請負者の留意事項

### 発注者

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法廷手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件(自然条件を含む。)の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。



### 請負者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

### (3) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「**請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結**」が示されているとともに、「**設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと**」が規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

### (4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と請負者がともに、**設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等**について十分理解しておく必要がある。

## 2 設計変更に関する留意事項

### 発注者の留意事項

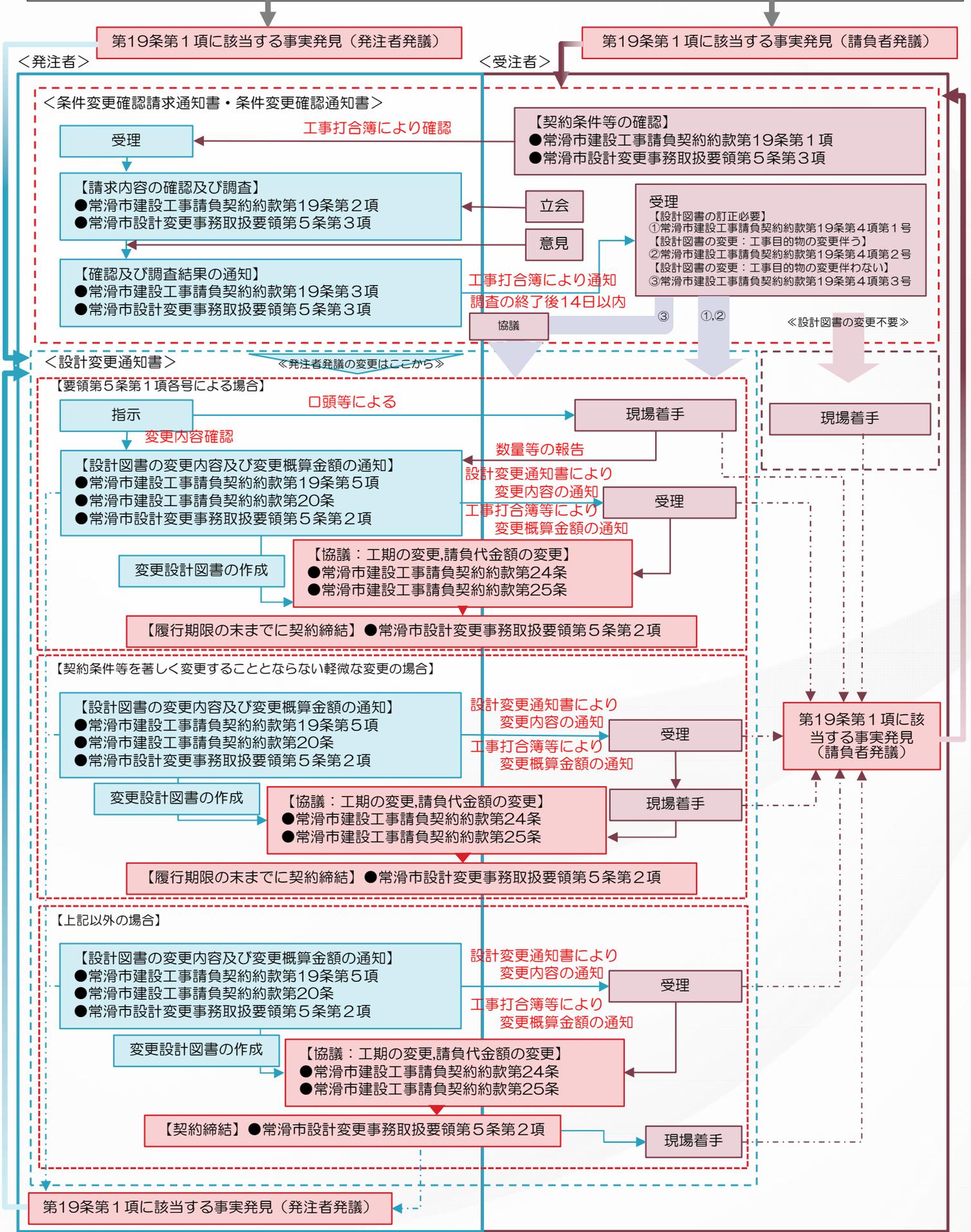
- ◆発注者は常滑市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第19条第2項に基づく調査を行った場合、第3項によりその結果を取りまとめ調査の終了後14日以内に請負者に通知する。
- ◆発注者は関係部局との調整後、速やかに書面による指示・協議等を行う。
- ◆当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更の「協議」にあたる。
- ◆当該事業(工事)における設計変更の必要性を明確にする。(規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする。)
- ◆変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。
- ◆設計変更に伴う契約変更の手続きは、常滑市設計変更事務取扱要領(以下「要領」という。)第6条によるものとする。
- ◆一つの工事現場において、複数の契約に基づく工事が実施される場合には、一工事の設計変更を行う際には、関連するその他の工事の設計変更についても検討する。

### 請負者の留意事項

- ◆請負者は契約約款第19条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により監督職員に通知し確認を求める。
- ◆請負者は、設計図書等に疑義が生じた際には監督職員との協議を行う。発注者は、協議内容によっては各種検討・関係機関調整が必要となるなど、請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間をやむを得ず延長せざるを得ない場合もある。その為、請負者はその協議すべき事実が判明次第出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
- ◆請負者は指示書・協議書等の書面による回答を得てから施工する。ただし、要領第5条第1項各号による場合はこの限りではない。

# 3 設計変更手続きフロー(第19条関係)

- ①設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
  - ②設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - ③設計図書の表示が明確でないこと。
  - ④工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実施の工事現場が一致しないこと。
  - ⑤設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 【第19条第1項】



# 4 設計変更が不可能なケース

## 【基本事項】

下記のような場合は、原則として**設計変更ができない**。

(ただし契約約款第27条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない)

**1. 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合。**

対応例) 請負者は契約約款第19条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を工事打合簿により監督員に提出し確認を求める。

**2. 発注者に条件変更の内容の工事打合簿を提出しているが、工事打合簿による回答がない時点で施工を実施した場合。**

対応例) 条件変更の確認による回答は、発注者が契約約款第19条第3項により調査の終了後14日以内に行うこととなっており速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず請負者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、請負者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

**3. 「承諾」で施工した場合。**

対応例) 承諾とは請負者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示のない事項等の場合は契約約款第19条による条件変更の確認請求をすることが重要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

**4. 契約約款・各種仕様書・要領第5条(設計変更の手続)の手続きを経していない場合。**

(契約約款第19条～第25条,土木工事標準仕様書1-1-15～1-1-17,公共建築工事標準仕様書1.1.8～1.1.10)

対応例) 発注者及び請負者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行う。

**5. 正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭のみ)の支持・協議等)の場合。(要領第5条第1項各号による場合を除く)**

対応例) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。請負者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

# 5 設計変更が可能なケース

## 【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。**(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**請負者の責によらず、工事着手できない場合。**
3. **所定の手続き(設計変更の手続き)を行い、発注者の「設計変更内容の通知」**によるもの。  
(「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 請負者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 請負者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認めるとき。

## 【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し請負者へ通知する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知する。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条5項・第20条に基づき設計変更通知書により通知する。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注すべきか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、要領第5条第1項各号のいずれかの条件を満たす変更、又は契約条件等を著しく変更することとならない軽微な変更については、履行期限の末までに行うことができるものとする。
4. 設計変更を行う場合は、設計変更通知書(様式1号)とともに、別途工事打合簿にて以下の通り概算金額を通知する。
  - ①概算金額は、請負者の見積書を参考とすることができる。
  - ②概算金額通知には『概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない』と記載する。



# ◆条件変更を行う場合の通知の例

工事打合簿			
発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発注年月日	年 月 日
発注事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
工事名	○○○○○○○○○○工事		
(内容)	第○回条件変更確認請求通知		
	常滑市建設工事請負契約約款第19条第1項に基づき通知します。		
通知事項	様式第1「通知事項等」のとおり		
発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
年月日	年 月 日		
請負者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
年月日	年 月 日		
総括監督員	主任監督員	専任監督員	
現場代理人	主任(監理)技術者	監理技術者	補佐

別紙で通知事項を添付する。

建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託にあつては、様式中「工事」を「委託業務」と「常滑市建設工事請負契約約款第19条第1項」を「常滑市公共土木設計業務等委託契約約款第18条第1項」と読み替えるものとする。

別紙

様式1「通知事項等」

		確認請求通知事項【請負者】(A) 条件変更確認請求の通知事項等	確認通知事項【発注者】(B) 条件変更確認の通知事項等	備考		
I 工法関係	工事施工関係	請負者から打合簿に添付され、提出される。	請負者からデータを送付されるので、そのデータをもとに発注者が作成する。			
	工事用道路					
	品質管理関係					
	その他					
II 工程関係	関連工事					
	関係機関協議					
	その他					
III 用地関係	用地関係					
IV 安全対策	安全対策関係					
V 建設副産物	建設発生土					
	建設廃棄物					
VI 資料の確認	資料の確認					
VII 設計図書	設計図書の確認					

※ 請負者は、条件確認すべき事項をA欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。また、当該「通知事項等」を電子データで送付すること。  
 ※ 発注者は、受理したデータを活用し、条件確認に対する回答事項をB欄に記入し、打合せ簿に添付し通知すること。

## 【要領による変更理由】

◆契約約款又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、以下の理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

### (1) 発注後に発生した外的条件によるもの

#### ア 自然現象、その他不可抗力による場合

##### 【契約約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞〇月〇日の大雨により、現地盤の変状が確認されたため、現地に適合するよう変更する。

#### イ 他事業及び施工条件等に関連する場合

##### 【契約約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞発生土の搬出先について■■市〇〇地内の河川工事を予定していたが、工程調整の結果、●●市△△地内の区画整理工事へ変更する。

#### ウ 地元調整の処理による場合

##### 【契約約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞地元要望により排水計画に変更が生じたことから、それに合わせ当該道路の流末箇所を変更する。

#### エ 安全対策に基づく場合(交通誘導員、仮設工等)

##### 【契約約款第19条第1項第4号又は第5号】

＜例＞工事にあたり、警察協議を行ったところ、交通誘導員の配置計画について意見を付されたことから、配置人数を変更する。

＜例＞工事にあたり、警察協議を行ったところ、現道切り回し作業を夜間とするよう意見を付されたことから夜間作業を追加する。

## (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

### ア 推定岩盤線の確認に基づく場合

#### 【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞護岸の施工にあたり河床を掘削したところ、岩盤線が当初想定していた高さよりも低い位置にあったため、護岸が岩着するよう施工範囲を変更する。

### イ 地盤支持力の確認に基づく場合

#### 【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したため、基礎工の構造を変更する。

### ウ 土質・地質の確認に基づく場合

#### 【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞土質条件が現場と設計で一致せず、薬液注入率を変更する。

### エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合

#### 【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加変更する。

### オ 建設リサイクル法等に基づく場合(数量、処理方法、処理場等の変更)【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞発生したAs殻にクラック抑制シート等の不要物が混入していたため、処理費用を変更する。

### カ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合

#### 【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多いため、ウェルポイント工法を追加変更する。

### キ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合

#### 【契約約款第19条第1項第4号】

＜例＞測量時と現地との状況が改変されており、擁壁高さを変更する。

### ク 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

#### 【契約約款第19条第1項第1号から第5号】

## (3) 事業の進捗を図るもの【契約約款第20条】

＜例＞設計額と契約額の差額(いわゆる執行残)、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的效果或は投資効果を促進するため、増工する場合等。

## 【設計変更による契約変更の範囲】-要領より-

◆設計変更により契約変更のできる範囲は、以下のいずれかに該当する場合とする。

(1)設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内の場合。

なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回毎の累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(2)設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセントを超えるものであって、現に施工中の建設工事と分離することが著しく困難な場合。

(3)設計変更により現契約金額を減額する場合。

## 【設計変更の手続き】-要領より-

◆設計変更はその必要が生じた都度、市長が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

(1)着手前に数量が定まらないもの。

(2)防災及び安全管理のため、緊急対応が必要なもの。

(3)受注者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの(第三者への影響があるもの)。

◆市長は、当該変更の内容を設計変更通知書(様式1号)に整理し、受注者に対し設計変更内容を通知し、併せて変更概算金額を工事打合簿等により通知しなければならない。ただし、前項各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に通知できるものとする。

◆事前に契約約款第19条に基づき請負者から条件変更について工事打合簿の提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を受注者へ工事打合簿により回答するものとする。

## 【契約変更の手続き】-要領より-

◆設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかの条件を満たす変更、又は契約条件等を著しく変更することとならない軽微な変更については、履行期限の末までに行うことができるものとする。

◆設計変更理由には、第3条に規定する「設計変更のできる理由」に該当する項目を明記(該当する事項が2以上となる場合も同様とする。)し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。

(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合の手続き(これらの優先順位が定められている場合を除く)

● 契約約款第19条第1項の1 <設計変更可能なケース>

図面、仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規程がなく、図面と仕様書が一致していない場合には、請負者が勝手に判断して、施工を続けることは不相当であるため、設計書、図面、仕様書等に対する質問回答書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきである。

請 負 者

「契約約款第19条(条件変更等)第1項の1」に基づき、条件明示が一致しない旨を直ちに**発注者に通知**

発 注 者

**発注者は**第4項、第5項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**(当初積算の考え方に基づく条件明示)

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により**工期及び請負代金額を定める**

例)ア.設計図書の平面図と詳細図でH鋼の規格、舗装構成等の記載が一致しない場合  
イ.図面と仕様書で管材料の口径、構造物の延長等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

● 契約約款第19条第1項の2 <設計変更可能なケース>

請負者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、請負者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。

請 負 者

「契約約款第19条(条件変更等)第1項の2」に基づき、その旨を直ちに**発注者に通知**

発 注 者

**発注者は**第4項、第5項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**(当初積算の考え方に基づく条件明示)

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により**工期及び請負代金額を定める**

例)ア.条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合  
イ.条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合  
ウ.条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない場合  
エ.工事施工上必要な材料名について、図面ごと不一致する場合  
オ.建築、電気設備及び機械設備の各分野の設計内容が互いに整合していない場合

### (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

#### ● 契約約款第19条第1項の3<設計変更可能なケース>

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、請負者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

#### 請負者

「契約約款第19条(条件変更等)第1項の3」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに発注者に通知

#### 発注者

発注者は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更(当初積算の考え方に基づく条件明示)

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

例)ア.土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

イ.水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

### (4) 設計図書に指示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

#### ● 契約約款第19条第1項の4<設計変更可能なケース>

自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、残土処理場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。

#### 請負者

「契約約款第19条(条件変更等)第1項の4」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件とが一致しないことを直ちに発注者に通知

#### 発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

例)ア.設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合

イ.設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合

ウ.設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が現地の規制と一致しない場合

エ.設計図書に明示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査及び撤去が必要となった場合

オ.(1),(2),(3)の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

カ.その他、新たな制約等が発生した場合

## (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き

### ● 契約約款第19条第1項の5<設計変更可能なケース>

当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められておらず、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についても、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり当初の設計図書どおりに施工することは不適當である。また、すでに存在しており予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1項1の適用を受けることとなる。

#### 請負者

「契約約款第19条(条件変更等)第1項の5」に基づき、発注時に確認困難な要因による事象が現地条件と一致しないことを直ちに発注者に通知

#### 発注者

調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は第4項・第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

- 例) ア. 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合  
イ. 施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった場合  
ウ. 工事区域内において埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合  
エ. 工事区域内において住民運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害により、品質・出来形の確保及び工程遅延に影響がある場合

## (6) 工事中止の場合の手続き

### ● 契約約款第21条<設計変更可能なケース>

請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き。

#### 請負者

地元調整や予期しない現場条件等のため、請負者が工事を施工することができない

#### 発注者

「契約約款第21条(工事中止)第1項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない

請負者は、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る

発注者より、一時中止の指示(契約上一時中止をかけることは発注者の義務)

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る

発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾

基本計画書に基づいた施工の実施

承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施

## (7)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

### <設計変更可能なケース>

- ①現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要なもの。
  - ②施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
  - ③現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
  - ④構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
  - ⑤構造物への外力条件が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
  - ⑥現地測量の結果、**構造物のタイプが変更**となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても**照査の範囲をこえるものとして扱う**)。
  - ⑦構造物の**構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
  - ⑧基礎杭が試験杭等により変更となる場合の**構造計算及び図面作成**。
  - ⑨土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
  - ⑩「手引き」「各種示方書」等との**対比設計**。
  - ⑪構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
  - ⑫**設計根拠まで遡る見直し、必要とする工事の算出**。
- (注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

## (8)請負者からの請求による工期の延長

### ●契約約款第22条<設計変更可能なケース>

請負者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

#### 請 負 者

「契約約款第22条(請負者の請求による工期の延長)第1項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者に通知

#### 発 注 者

発注者は第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により**工期及び請負代金額を定める**

- 例)ア.天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合  
イ.設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合  
ウ.その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

## (9) 発注者の請求による工期の短縮

### ● 契約約款第23条〈設計変更可能なケース〉

発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に書面にて請求することができる。

#### 請負者

請負者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。

#### 発注者

発注者は、「契約約款第23条(発注者の請求による工期の短縮等)第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により請負者に請求

請負者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

例)ア.関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合

イ.その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

# 6 設計変更に関わる資料の作成

## 設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

### (1) 設計照査に必要な資料作成

請負者は、当初設計等に対して「**契約約款第19条第1項**」に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

#### ● 契約約款第19条第1項

請 負 者

発 注 者

第19条第1項に該当する事実を発見

現地と設計内容について、**確認できる資料を工事打合簿に添付し提出。**

資料を確認。

この資料の作成費用は**設計変更の対象としない。**

### (2) 設計変更に必要な資料作成

「**契約約款第19条第1項**」に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「**契約約款第19条第4項**」に基づき発注者が行うものであるが、やむを得ず請負者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者・請負者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき請負者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は『調査・設計業務委託積算基準及び歩掛表』[第7章単価契約図面作成業務委託]による。

#### ● 契約約款第19条第4項

＜設計図書の訂正又は変更は発注者＞

請 負 者

発 注 者

～設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは～

設計変更が必要な内容について、発注者・請負者間で確認  
必要な資料の作成について発注者が請負者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成→**提出**

資料を確認。

この資料の作成費用は**設計変更の対象。**

やむを得ず請負者に依頼する場合とは、以下の条件を全て満たす場合に適用可能とする。

- 1) 発注者の発議により、設計図書の修正とりまとめ作業を請負者が実施することについて、事前に協議が整っていること
- 2) 設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変更とならない等設計思想が変わらないこと  
例1) 土中用防護柵を地下に支障があるため、独立基礎とし構造物用防護柵とする→OK  
例2) 管渠の土被りが変更となり、基礎形式を変更する→OK  
例3) 直接基礎の擁壁を地盤が悪くて直接基礎では不可の場合→NG  
※杭基礎、置き換え等の複数の工法が存在し、更に擁壁構造を軽量盛土や補強土壁に変更することも考えられるため
- 例4) 地形の不一致により構造の寸法や取付位置等を変更する場合  
構造のタイプが変わらない場合→OK 寸法変更が大きく構造タイプの変更が複数考えられる場合→NG
- 3) 出来形管理の取りまとめ時期等から想定して請負者以外では取りまとめが困難な場合

\* それ以外にも、一般住民の生活に甚大な影響を及ぼす恐れがあるなど、緊急な対応が必要な場合などで、やむを得ず請負者に再設計を含めて修正設計等を含む図面作成等を依頼するものは、調査設計業務委託積算基準や見積を用いて適切に費用計上すること。

# 7 関連事項

## ◆指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、契約約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。

2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。(変更の対象としない)

発注者(監督員)は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

## ◆発注者の指定事項以外は請負者の裁量の範囲

### ■自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は請負者の裁量の範囲

### 契約約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

### 【指定と任意の考え方】

	指定	任意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	請負者の任意(施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般構造物に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある場合	

## ◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

### 【入札前】

- ・入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。(常滑市建設工事関係入札者心得書 第9条第1項)
- ・入札関係図書等に対する質問については、指名通知書又は公告文に掲載された指示に従わなければならない。

### 【契約後】

・請負者は、**工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「工事打合簿」を提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。





# 9 設計図書の照査について

## ◆契約約款及び土木工事標準仕様書において設計照査の実施は請負者の責務

※公共建築工事標準仕様書においては設計照査に関する記載がないが、契約約款第19条及び公共建築工事標準仕様書1.1.8(疑義に対する協議等)に従い、工事着手前に土木工事に準じた設計図書の照査が必要

### (1) 契約約款第19条(条件変更等)

請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見しときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

### (2) 土木工事標準仕様書第1編総則編第1章総則

#### 1-1-3 設計図書の照査等

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付して、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

### (3) 公共建築工事標準仕様書第1章一般共通事項

#### 1.1.8 疑義に対する協議等

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は1.2.4(a)による。

## ◆設計図書の照査の範囲

### ●土木工事標準仕様書により請負者が作成する資料の範囲

#### ① 現場地形図……………実測横断図

設計図との対比図……………当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図……………当初設計図への既設構造物の追記

施工図……………施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

#### ② 更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする。

注1) 更なる追加資料とは上記(2)最終行「更に詳細な説明または書面の追加」を指す

注2) 現地事実の確認範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。請負者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

※建築工事についても土木工事に準じた取り扱いとするが、土木工事に準じた取り扱いによることができない場合は、発注者・請負者間の協議による。

## ◆設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

設計照査の範囲をこえるものの事例は本ガイドラインP. 15を参照。

## ◆工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、契約約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、一般事項については、次ページ以降の「設計図書の照査要領」の照査の項目を実施する。

また、その他工種毎の照査についても、適宜実施する。

# ◆照査要領

照査項目は、大項目として、条件明示（Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物）、資料貸与及び設計図書（Ⅲ）の3項目に分類し、チェック内容は、大項目毎（条件明示、資料貸与及び設計図書）に異なっている。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、工事打合簿で確認する。条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出来上がったり、設計変更が円滑に行われないなどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、工事打合簿で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に工事打合簿で確認する。

また、具体的なチェック方法は「土木工事現場必携 愛知県建設部」の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として工事打合簿に添付し、提出する。

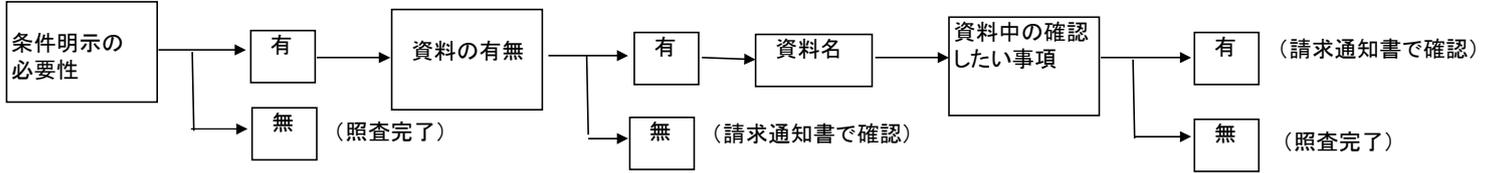
確認事項がない場合も、工事打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

照査項目一覧表

項目		内容	条件明示の必要性		資料の有無		資料名	資料中の確認したい事項		
条件 明示	Ⅰ 工法 関係	工事施工関係	工法指定に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			仮設工事(指定・任意共)に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			仮設備に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			薬液注入に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			現場発生品に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			支給材及び貸与品に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			部分使用に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
	工事用道路	あいくる材使用に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
		一般道の使用に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
		仮設道に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	品質管理関係	品質管理に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	その他	その他工法に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	Ⅱ 工程 関係	関連工事	関連する工事の内容及び制約条件に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			公共補償工事等における他管理者との協議結果に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
			占用支障物件の協議結果に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
		関係機関協議	交差協議の調整結果(道路、河川、鉄道、公安委員会等)に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>
地元及び地権者との調整結果に関する事			有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関する事			有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
その他	その他工程に関する事	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		

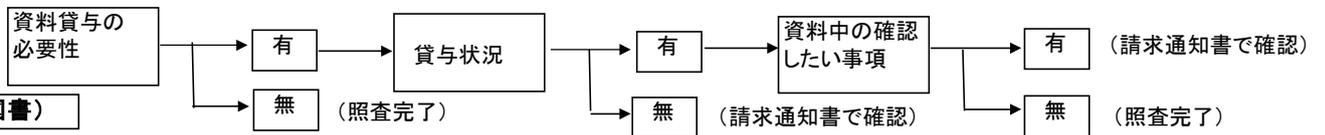
項目		内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項	
条件明示	Ⅲ 用地関係	借地に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		工事用地の復旧に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		事業損失防止に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		立木伐採に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		その他工事用地に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	Ⅳ 安全対策	安全対策関係	交通安全施設に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			近接施工に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			交通誘導員に関する事(対象工種、期間、人数及び配置)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			その他安全対策に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	Ⅴ 建設副産物	建設発生土	建設発生土の利用に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			建設発生土の搬出に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			その他建設発生に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		建設廃棄物	建設廃棄物の処理に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			その他建設廃棄物に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

**フロー図(条件明示)**

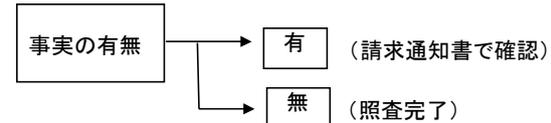


項目		内容	資料貸与の必要性	貸与状況	—	資料中の確認したい事項
資料貸与	資料の確認	地質調査報告書の貸与	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		測量成果簿の貸与	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		用地境界杭の確認	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		測量基準点等の確認	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		地下埋設物に関する資料の貸与	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		設計委託成果品(設計条件等の確認)の貸与	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		その他資料貸与に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
項目	内容	事実の有無	—	—	—	
設計図書	設計図書の確認	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び企画の不整合	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		設計計算書の計算結果の間違った図面への反映	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		設計図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		図面が不明瞭	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		施工後にしか数量が、確定できない工種	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—
		その他設計図書の確認に関する事	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	—	—	—

**フロー図(資料貸与)**



**フロー図(設計図書)**



# Ⅱ 参考資料

## 1. 常滑市建設工事請負契約約款条項(抜粋)

- ◇第1条 : 総則
- ◇第9条 : 特許権等の使用
- ◇第16条 : 支給材料
- ◇第17条 : 工事用地の確保等
- ◇第18条 : 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第19条 : 条件変更等
- ◇第20条 : 設計図書の変更
- ◇第21条 : 工事の中止
- ◇第22条 : 請負者の請求による工期の延長
- ◇第23条 : 発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第24条 : 工期の変更方法
- ◇第25条 : 請負代金額の変更方法等
- ◇第26条 : 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- ◇第27条 : 臨機の措置
- ◇第48条 : 請負者の催告による解除権
- ◇第49条 : 請負者の催告によらない解除権
- ◇第50条 : 請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

## 2. 土木工事標準仕様書(抜粋)

- ◆1-1-2 : 用語の定義
- ◆1-1-3 : 設計図書の照査等
- ◆1-1-15: 工事の一時中止
- ◆1-1-16: 設計図書の変更
- ◆1-1-17: 工期変更
- ◆1-1-22: 数量の算出及び工事完成図

## 3. 公共建築工事標準仕様書(抜粋)

- ◆1. 1. 2 : 用語の定義
- ◆1. 1. 8 : 疑義に対する協議等
- ◆1. 1. 9 : 工事の一時中止に係る事項
- ◆1. 1. 10: 工期の変更に係る資料の提出
- ◆1. 7. 1 : 完成時の提出図書
- ◆1. 7. 2 : 完成図
- ◆1. 7. 3 : 保全に関する資料

## 4. 常滑市設計変更事務取扱要領

# 1. 常滑市建設工事請負契約約款条項

## (総則)

第1条 発注者及び請負者は、この約款(契約書を含む、以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 請負者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。

4 請負者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この約款に定める請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と請負者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 請負者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (特許権等の使用)

第9条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(支給材料)

第16条 発注者が請負者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、請負者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 請負者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。

4 請負者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、請負者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を請負者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 請負者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 請負者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。

10 請負者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 請負者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において発注者が提供すべきことを明示した工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を請負者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

2 請負者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第18条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 発注者は、請負者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、発注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は請負者の負担とする。

(条件変更等)

第19条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2)設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3)設計図書の表示が明確でないこと。

(4)工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1)第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2)第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3)第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を請負者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (請負者の請求による工期の延長)

第22条 請負者は、天災等又は第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。

### (発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を請負者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### (工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と請負者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては請負者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、請負者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、請負者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と請負者とは協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は請負者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額の変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は請負者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と請負者とは協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、請負者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、請負者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第27条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、請負者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(請負者の催告による解除権)

第48条 請負者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて、その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第49条 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の帰すべき事由による場合の解除の制限)

第50条 請負者は、自己の責めに帰すべき事由により、前2条の状態に至ったときは前2条の規定による契約の解除をすることができない。

## 2. 土木工事標準仕様書

### 1 - 1 - 2 用語の定義

#### 1. 監督員

この標準仕様書で規定されている監督員とは、専任監督員、主任監督員、総括監督員を総称している。請負者には主として専任監督員が対応する。

#### 2. 専任監督員

専任監督員とは、契約の履行についての請負者または現場代理人に対する指示、承諾または協議、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付または請負者が作成した詳細図等の承諾、設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査または工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)、関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整を行うとともに、以上の事項(軽易と判断される事項を除く)及び設計図書の変更、工事の中止または工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告ならびに工事検査に必要な工事関係書類の整備を行う者をいう。

#### 3. 主任監督員

主任監督員とは、重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止または工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告及び専任監督員の指導監督ならびに総括監督員を置かない工事において、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止または工期変更の必要があると認められる事項の所長への報告及び監督業務のとりまとめを行う者をいう。

#### 4. 総括監督員

総括監督員とは、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止または工期変更の必要があると認められる事項の所長(本庁施行工事においては、建設部長。)への報告、主任監督員及び専任監督員の指導監督ならびに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

#### 5. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

#### 6. 設計図書

設計図書とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

#### 7. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

#### 8. 標準仕様書

標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

## 9. 特記仕様書

特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

### 10. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

#### 11. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

#### 12. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

#### 13. 設計書

設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

#### 14. 指示

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

#### 15. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。

#### 16. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

#### 17. 提出

提出とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。

#### 18. 提示

提示とは、監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

#### 19. 報告

報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面あるいは電子メール等電子媒体により知らせることをいう。

#### 20. 通知

通知とは、発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面あるいは電子メール等電子媒体により互いに知らせることをいう。

## 2 1. 連絡

連絡とは、監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

## 2 2. 受理

受理とは、契約図書に基づき、請負者、監督員が相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

## 2 3. 書面

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子メール等電子媒体を用いて報告等を行ったものについては、署名または押印がなくても有効とする。

## 2 4. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

## 2 5. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

## 2 6. 段階確認

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

## 2 7. 工事検査

工事検査とは、検査員が契約書第33条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

## 2 8. 中間検査

中間検査とは、契約書第32条に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

## 2 9. 検査員

検査員とは、検査要領に基づき、工事検査及び中間検査を行うために発注者が定めた者をいう。

## 3 0. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質または設計図書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負者の負担とする。

## 3 1. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

### 3 2. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

### 3 3. 工事着手

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

### 3 4. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。

### 3 5. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

### 3 6. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

### 3 7. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。

### 3 8. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

### 3 9. S I

S Iとは、国際単位系をいう。

### 4 0. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

### 4 1. J I S 規格

J I S 規格とは、日本工業規格をいう。

## 1 - 1 - 3 設計図書の照査等

### 1. 図面原図の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

### 2. 設計図書の照査

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

設計図書の照査は、愛知県建設部「設計変更ガイドライン」※の「9 設計図書の照査について」に基づき行うものとする。※常滑市設計変更ガイドライン

なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領(案)に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。

### 3. 条件変更確認通知

発注者は、第2項の規定による工事打合簿が提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を工事打合簿により請負者に通知しなければならない。

### 4. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

## 1 - 1 - 15 工事の一時中止

### 1. 一般事項

発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1 - 1 - 50臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合

(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

### 2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

### 3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

## 1 - 1 - 16 設計図書の変更

設計図書の変更手続きは、「愛知県建設部設計変更事務取扱要領※」の規定により行うものとする。

※常滑市設計変更事務取扱要領に読みかえる

## 1 - 1 - 17 工期変更

### 1. 一般事項

契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

### 2. 設計図書の変更等

請負者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

### 3. 工事の一時中止

請負者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

### 4. 工期の延長

請負者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

### 5. 工期の短縮

請負者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

## 1 - 1 - 2 3 数量の算出及び工事完成図

### 1. 一般事項

請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

### 2. 出来形数量の提出

請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完了時まで監督員に提出しなければならない。

### 3. 工事完成図

請負者は、特記仕様書で工事完成図の対象工事と明示された場合には、出来形測量の結果及び設計図書に従って工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

# 3. 公共建築工事標準仕様書

## 1. 1. 2 用語の定義

標準仕様書において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 「監督職員」とは、工事請負契約書(以下「契約書」という。)に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう。

(2) 「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。

(3) 「監督職員の承諾」とは、受注者等が監督職員に対し、書面で申し出た事項について監督職員が書面をもって了解することをいう。

(4) 「監督職員の指示」とは、監督職員が受注者等に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。

(5) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。

(6) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で受注者等が確認した施工状況、材料の試験結果等について、受注者等より提出された品質管理記録に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。

(7) 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。

(8) 「監督職員に報告」とは、受注者等が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。

(9) 「監督職員に提出」とは、受注者等が監督職員に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(10) 「基本要件品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。

(11) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が、工事において使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体化することをいう。

(12) 「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

(13) 「特記」とは、1. 1. 1(e)の(1)から(4)までに指定された事項をいう。

(14) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。

(15) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

(16) 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。

(17) 「JIS」とは、工業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本工業規格をいう。

(18) 「JAS」とは、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく日本農林規格をいう。

(19)「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が発行した資料をいう。

(20)「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一の施工方法により作業が行われる場合で、監督職員の承諾を受けたものをいう。

(21)「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認、部分払の請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。

(22)「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。

(23)「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。

### 1. 1. 8疑義に対する協議等

(a)設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督職員と協議する。

(b)(a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。

(c)(a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は1. 2. 4(a)による。

### 1. 1. 9工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(5)までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

(1)埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

(2)別契約の関連工事の進捗が遅れた場合

(3)工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

(4)第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

(5)暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことができないものにより、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

### 1. 1. 10工期の変更に係る資料の提出

(a)契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。

(b)契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者を行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

### 1. 7. 1完成時の提出図書

(a) 工事完成時の提出図書は次により、適用は特記による。

(1) 完成図

(2) 保全に関する資料

(b) (a)の図書に目録を添付し、監督職員に提出する。

### 1. 7. 2完成図

(a) 完成図は、工事目的物の完成時の状態を表現したものとし、種類及び記入内容は、特記による。特記がなければ、表1. 7. 1による。

種 類	記 入 内 容
配置図及び案内図	敷地及び建築物等の面積表、屋外排水系統図、外構、植栽
各 階 平 面 図	室名、室面積、耐震壁
各 立 面 図	外壁仕上げ
断 面 図	階高、天井高等を表示し、2面以上作成
仕 上 表	屋外、屋内の仕上げ
施 工 図 (構造躯体及びカーテンウォール)	-----
施 工 計 画 書 (カーテンウォール)	-----

(b) 完成図(施工図及び施工計画書を除く。)の様式等は、次による。

(1) 完成図の作成方法及び原図のサイズは、特記による。特記がなければ、原図はCADで作成し、トレーシングペーパーに出力するものとする。

なお、寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。

(2) 提出は、原図及びその複写図(2部)とする。

(3) CADデータの提出は、特記による。

(c) 施工図は、監督職員の小ふあくを受けたもの及びその原図を提出する。

ただし、原図が提出できない場合は、原図に代わる図としてよい。

(d) 施工計画書は、監督職員の承諾を受けたものを提出する。

### 1. 7. 3保全に関する資料

(a) 保全に関する資料は次により、提出部数は特記による。特記がなければ、2部とする。

(1) 建築物等の利用に関する説明書

(2) 機器取扱い説明書

(3) 機器性能試験成績書

(4) 官公署届出書類

(5) 主要な材料・機器一覧表等

(b) (a)の資料の作成に当たっては、監督職員と記載事項に関する協議を行い、作成後は、監督職員に内容の説明を行う。

# 4. 常滑市設計変更事務取扱要領

## 常滑市設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、常滑市が発注する建設工事、建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託（以下「建設工事等」という。）の設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の明確化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは常滑市契約規則第40条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、常滑市建設工事請負契約約款、常滑市公共土木設計業務等委託契約約款に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により元設計を変更する必要が生じた場合に行なう。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの。

- ア 自然現象、その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等の処理による場合
- エ 安全対策に基づく場合（交通誘導警備員、仮設工等）

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設リサイクル法等に基づく場合（数量、処理方法、処理場等の変更）
- カ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- キ 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ク 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図るもの。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 設計変更による増加額が当初契約額の30パーセント以内（別途発注することが妥当な場合を除く。）の場合。
- (2) 設計変更による増加額が当初契約額の30パーセントを超えるもので

あって、現に履行中の建設工事等と分離することが著しく困難な場合。

(3) 設計変更により現契約金額を減額する場合。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更はその必要が生じた都度、市長が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認したうえで行わなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事又は業務（以下「工事等」という。）完了後に行うことができるものとする。

- (1) 着手前に数量が定まらないもの。
- (2) 防災及び安全管理のため、緊急対応が必要なもの。
- (3) 受注者の責によらない事由で、設計変更を得ることができないもの（第三者への影響があるもの。）。

2 市長は、当該変更の内容を設計変更通知書（様式1号）に整理し、受注者に対し設計変更内容を通知し、併せて変更概算金額を工事打合せ簿等により通知しなければならない。ただし、前項各号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事等完了後に通知できるものとする。

3 事前に常滑市建設工事請負契約約款第19条又は常滑市公共土木設計業務等委託契約約款第18条に基づき受注者から条件変更の内容について打合せ簿の提出があった場合は、調査を行ったうえで調査結果を受注者へ打合せ簿により回答するものとする。

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかの条件を満たす変更、又は契約条件等を著しく変更することとならない軽微な変更については、履行期限の未だで行うことができるものとする。

2 設計変更理由には、第3条に規定する「設計変更のできる理由」に該当する項目を明記（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。

様式1号(甲)

法 裁												
部	長	次	長	課	長	課長補佐	副主幹	主任主査	主 査	主 任 担 当		
記	案	平	成	年	月	日	起	案	者	職	氏	名

下記理由により、(案)のとおり通知してよろしいか。

当初契約金額(A)		円	
概算増減額	累計概算増減額(B)	当初契約金額に対する比率(A/B)	
第1回	千円	千円	%
第2回	千円	千円	%
第3回	千円	千円	%

## 第 回設計変更通知書 (案)

平成 年 月 日

様

常 滑 市 長

平成 年 月 日付けで契約した下記工事について、常滑市建設工事請負契約約款（第19条第4項・第20条）に基づき通知します。

記

工事名	路線名	
工事場所		
設計変更理由	該当項目 (案第3項)	内 容
変更事項	通知事項等	
軽微な変更等事項		

※建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託にあつては、様式中「工事」を「委託業務」と「常滑市建設工事請負契約約款（第19条第4項・第20条）」を「常滑市公共土木設計業務等委託契約約款（第18条第4項・第19条）」と読み替えるものとする。

様式1号(乙)

## 第 回設計変更通知書

平成 年 月 日

様

常 滑 市 長

平成 年 月 日付けで契約した下記工事について、常滑市建設工事請負契約約款（第19条第4項・第20条）に基づき通知します。

記

工事名	路線名	
工事場所		
設計変更理由	該当項目 (案第3項)	内 容
変更事項	通知事項等	
軽微な変更等事項		

※建設工事に係る測量、調査、設計等業務委託にあつては、様式中「工事」を「委託業務」と「常滑市建設工事請負契約約款（第19条第4項・第20条）」を「常滑市公共土木設計業務等委託契約約款（第18条第4項・第19条）」と読み替えるものとする。